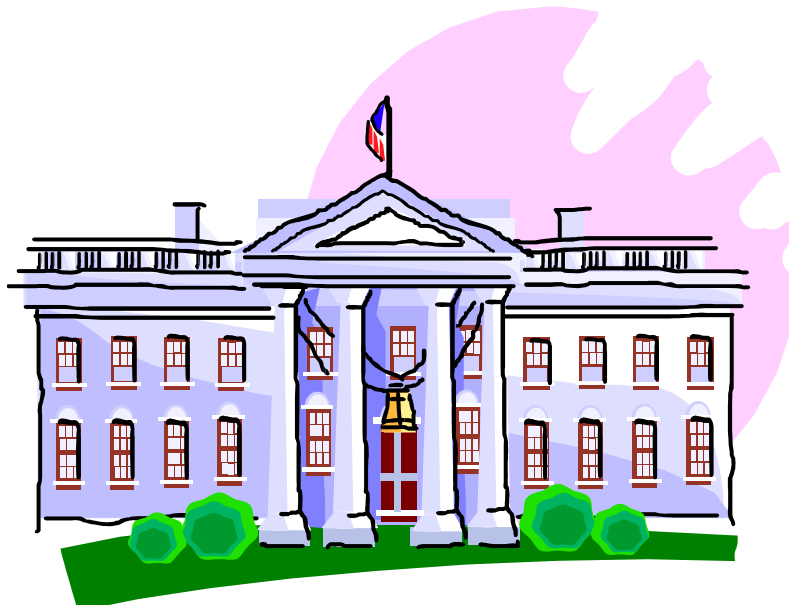


安全の手引き

(防犯対策)



ワシントンDC、メリーランド州、バージニア州にお住まいの皆様の
安全な米国生活の一助になれば幸いです。

在アメリカ合衆国日本国大使館（領事班）

TEL 202-238-6800 / EMAIL emb-ryoji@ws.mofa.go.jp / HP www.us.emb-japan.go.jp
[2520 Massachusetts Ave., NW, Washington, D.C. 20008](https://www.us.emb-japan.go.jp/2520%20Massachusetts%20Ave.,%20NW,%20Washington,%20D.C.%2020008)

この資料の電子版はこちら→

在米大使館 安全の手引き

検索



< 目次 >

1. [はじめに](#) 1
2. [当館管轄地域の犯罪発生状況](#) 2
 - (1) 人口 10 万人当たりの犯罪発生率
 - (2) 犯罪マップ (Crime Map)
3. [防犯対策](#) 7
 - (1) 外出時 (屋外) の対策
 - (2) 住居の対策 (一軒家の場合)
 - (3) 自家用車運転時の対策
 - (4) アイデンティティ・セフト等の詐欺対策
 - (5) 抗議活動に関する注意事項
 - (6) 旅行者の防犯対策
4. [事件・事故に遭ったら](#) 10
 - (1) 「911」へ通報
 - (2) 盗難被害
 - (3) 運転中の交通事故
 - (4) 警察による呼び止め、逮捕・連行
5. [米国法令の遵守](#) 11
 - (1) 外国人登録義務および登録証明書の携帯義務
 - (2) 米国法令の遵守について (米国政府からの通知)
 - (3) 米国における REAL ID の運用開始
6. [関係リンク集](#) 13
 - (1) 当館 (在アメリカ合衆国日本国大使館)
 - (2) 外務省 海外安全ホームページ
 - (3) 地方政府の緊急情報配信サービス / 地域の警察

1. はじめに

●日々の米国生活において、治安上の脅威を感じることは多くないかもしれませんが。また、例えばワシントン DC は、米国の首都、政治の中心地であることから、治安は良好とのイメージを持たれている方も少なくないと思います。一方で、犯罪統計に目を向けると、ワシントン DC のほか、当地には犯罪発生率が全米平均より高い都市が複数あり、また、日本人が多く居住し比較的治安が良いとされる地域においても、犯罪発生率は日本を大きく上回っていることが分かります。

●本資料は、当館管轄地域（ワシントンDC、メリーランド州、バージニア州）の在留邦人および当地短期渡航者の皆様が安全な米国生活を送ることができるよう、その一助として防犯対策の基本事項をまとめたものです。日々の生活において基本的な防犯対策を講じることで犯罪被害に遭うリスクを低減させることができますので、本資料や当館が随時発信する安全情報（領事メール）、また、お住まいの地域や勤務地を管轄する警察など米国側治安当局が提供する情報をご確認のうえ、各自の状況を踏まえた安全対策の実施をご検討ください。

※本資料に併せて、[【外務省 海外安全ホームページ：「安全対策基礎データ」（米国）】](#)をご参照ください。

<お願い>

（1）在留届の提出

- 在留届は、旅券法に規定された国民の義務であるだけでなく、皆様の安全に関する情報発信や万一の大規模自然災害等に際する安否確認を行う上でとても重要な資料となります。在留届を未提出の方は、速やかにご提出願います。
- 当地滞在が3か月未満の場合は、在留届ではなく、「たびレジ」へご登録願います。また、当館に在留届を提出済みの方であっても、米国他州や米国外旅行（日本以外）を予定されている場合は、訪問先を管轄する日本国大使館／総領事館からの安全情報を即座に受信できるよう、「たびレジ」にご登録ください。

◎在留届提出／「たびレジ」登録はこちら ⇒ www.ezairyu.mofa.go.jp

（2）当館への邦人被害報告

- 不幸にも当地で犯罪被害に遭われた方、または邦人被害を認知された方は、当館までご一報ください。
※警察・救急・消防の緊急通報（9 1 1）はご自身で行ってください。

<当館被害報告窓口>

領事班・邦人安全対策係：電話：202-238-6800（緊急の場合は24時間対応）

EMAIL: emb-ryoji@ws.mofa.go.jp

（3）その他

- この資料に関しご意見・ご要望やお気づきの点があれば、当館領事班・邦人安全対策係へご連絡願います。また、ご家庭で取り組まれている防犯対策があれば、今後の資料改訂の参考とさせていただきたく、ぜひ当館にもお教えいただければ幸いです。
- 本資料に基づき行動したことで生じるいかなる損害や不利益等に対し、当館は責任を負いませんのでご了承願います。

2. 当館管轄地域（DC、MD、VA）の犯罪発生状況

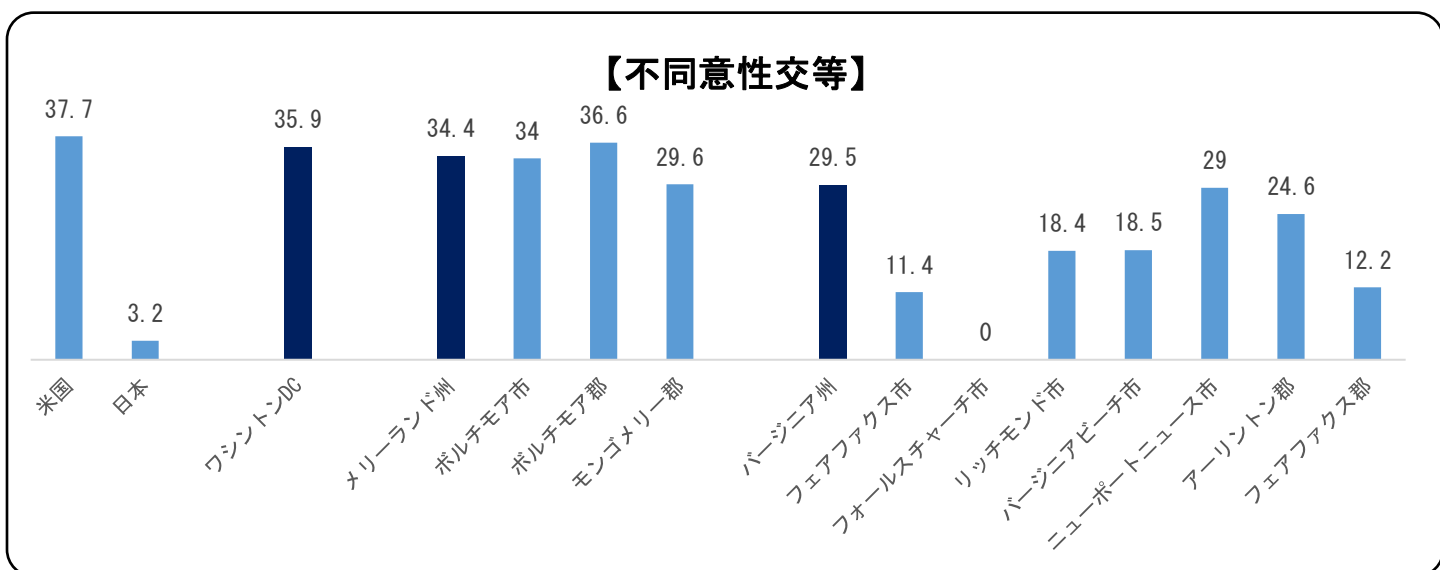
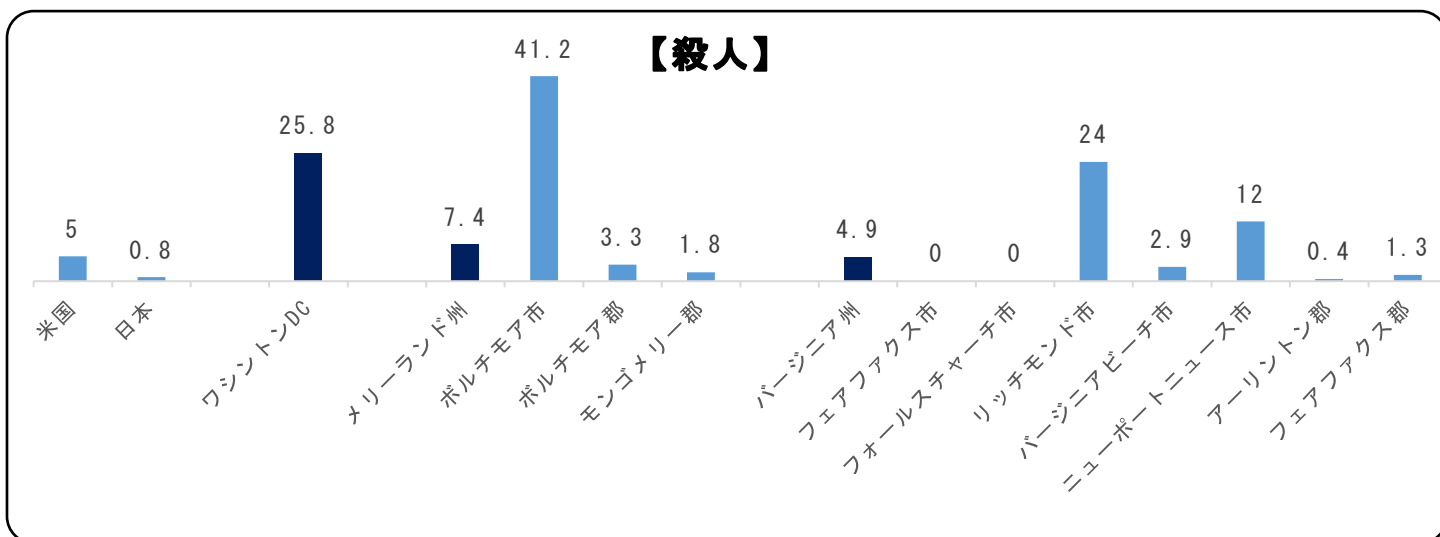
- ワシントンDCやメリーランド州ボルチモア市、バージニア州リッチモンド市、ニューポートニュース市等は、全米平均よりも犯罪発生率が高く、暴力的犯罪の多くで銃器が用いられています。
- 治安情勢を詳しく把握することは防犯対策の第一歩と言えますので、各自において居住地や勤務地の治安情勢について情報収集を行うことをお勧めします。

(1) 人口10万人当たりの犯罪発生率（2024年統計）

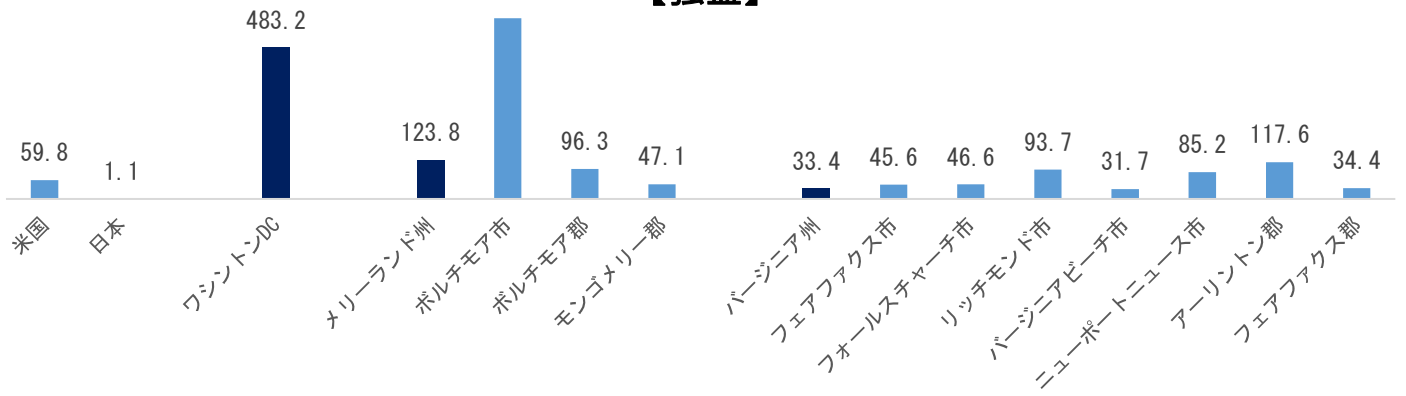
◎出典

- 総務省統計局「[人口推計 2024年10月1日現在](#)」
- 警察庁「[犯罪統計 令和6年1～12月犯罪統計【確定値】](#)」
- 連邦捜査局（FBI）[Crime Data Explorer](#)
- US Census Bureau [Quick Facts](#)

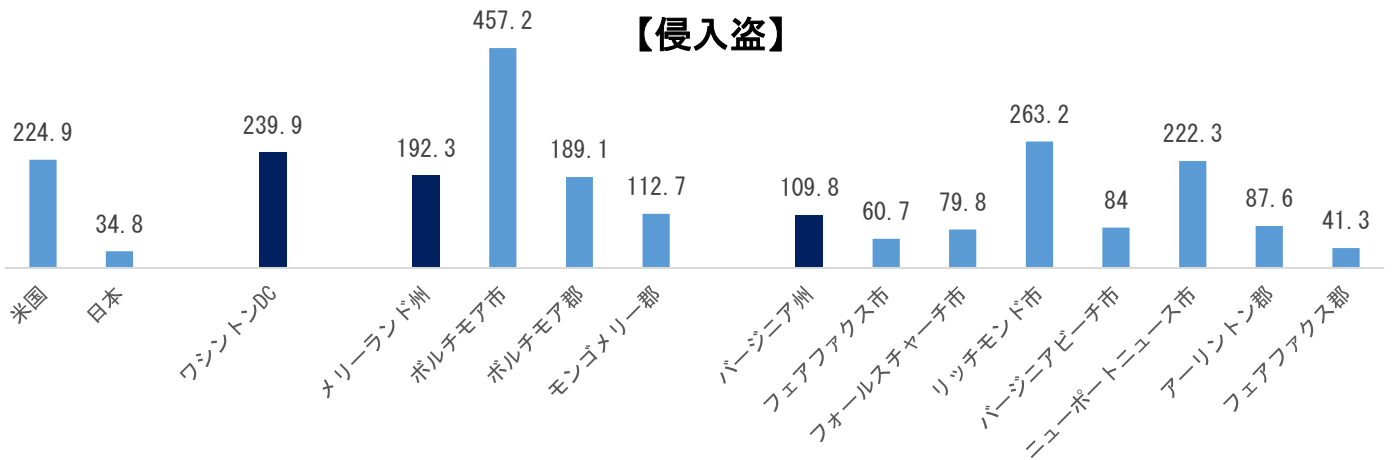
（注）日本と米国では犯罪類型等が必ずしも同一でないため、犯罪発生率の日米比較はあくまでも目安の数値です。



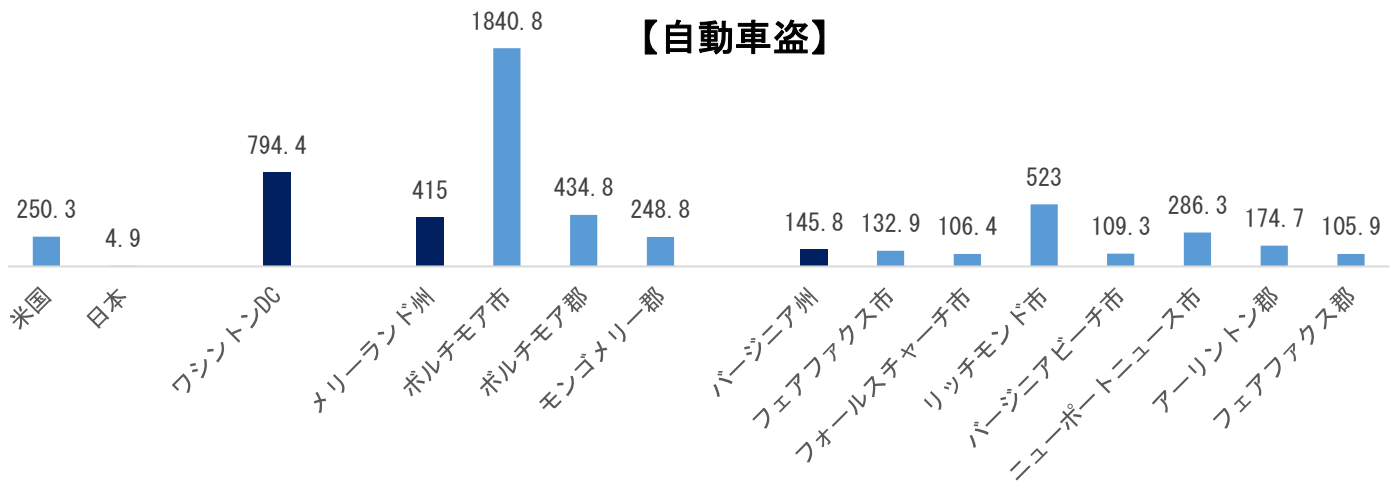
【強盗】



【侵入盗】



【自動車盗】



(2) 犯罪マップ (Crime Map)

- 米国の多くの警察組織は犯罪マップを公開しています。犯罪マップは、指定期間における具体的な犯罪発生場所を犯罪類型別に把握することができるため、防犯対策上とても参考になります。

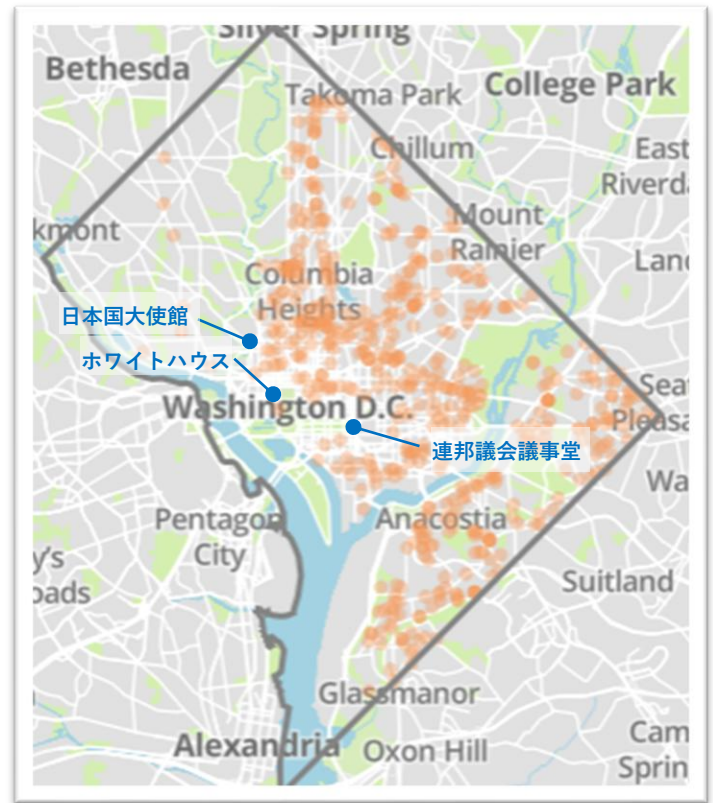
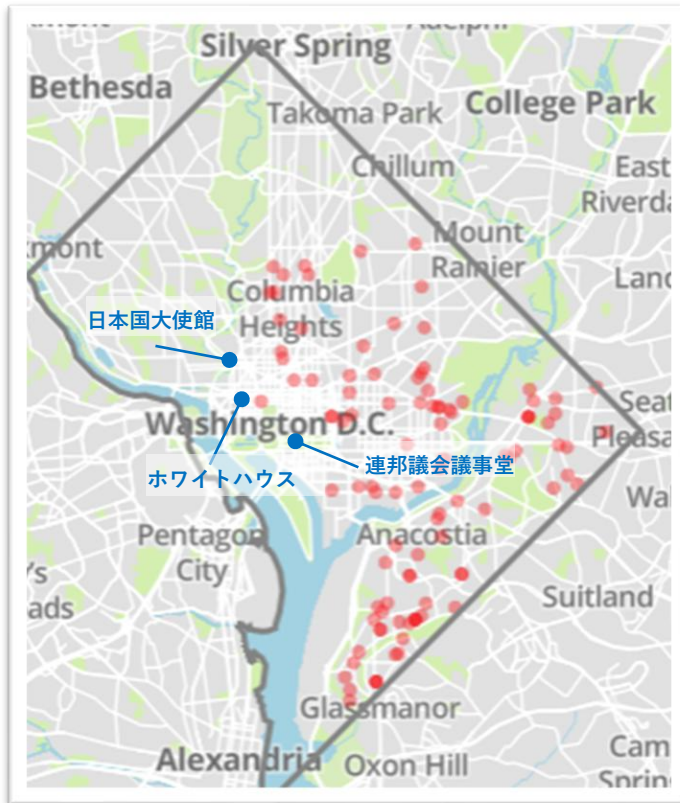
(注) 警察のホームページ上で犯罪マップが公開されていない場合でも、警察から犯罪データの提供を受けた民間サービスにより公開されている場合があります。

犯罪マップ一例

<ワシントンDC>

銃器を用いた殺人事件 (過去1年間)

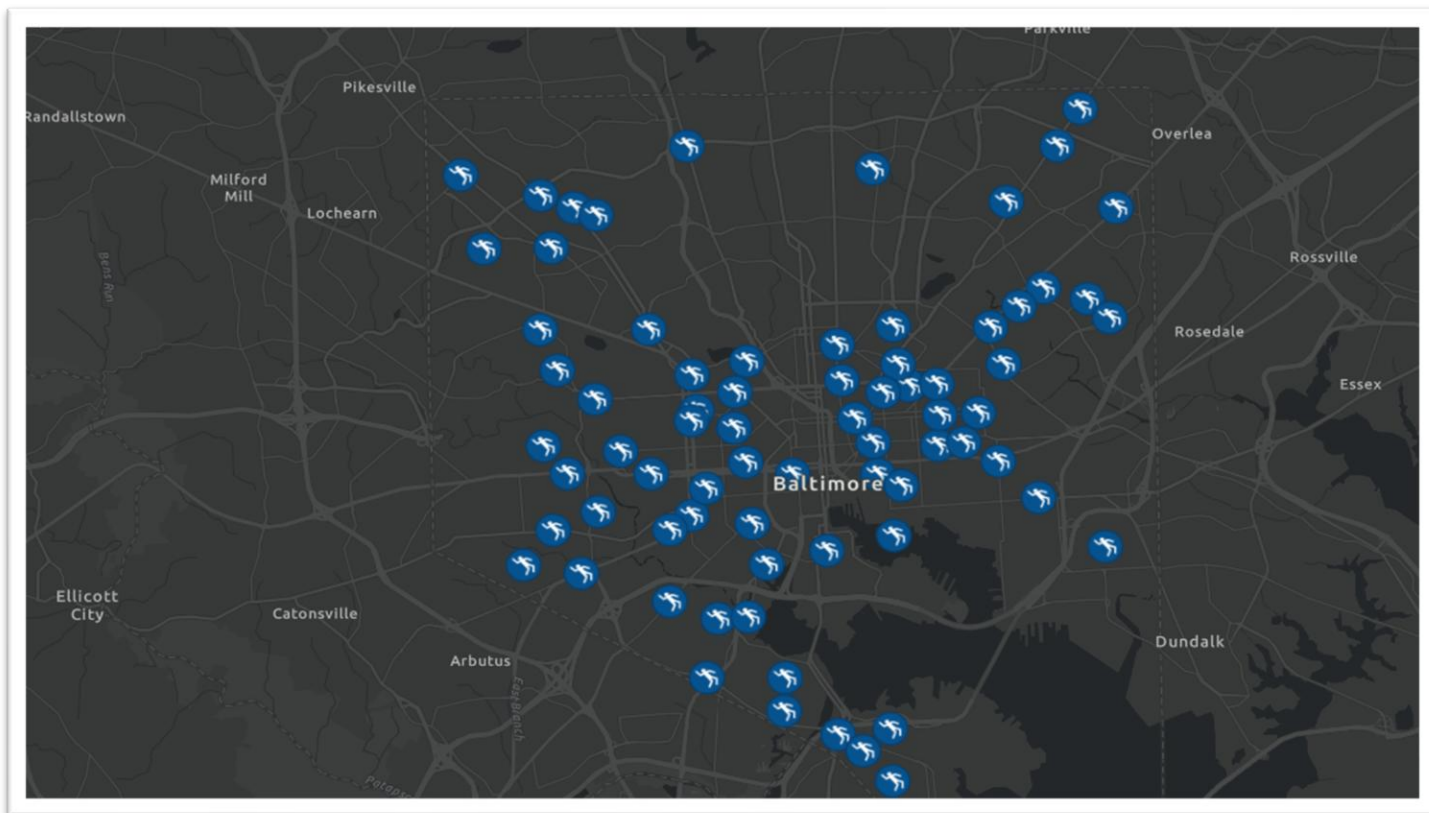
銃器を用いた強盗事件 (過去1年間)



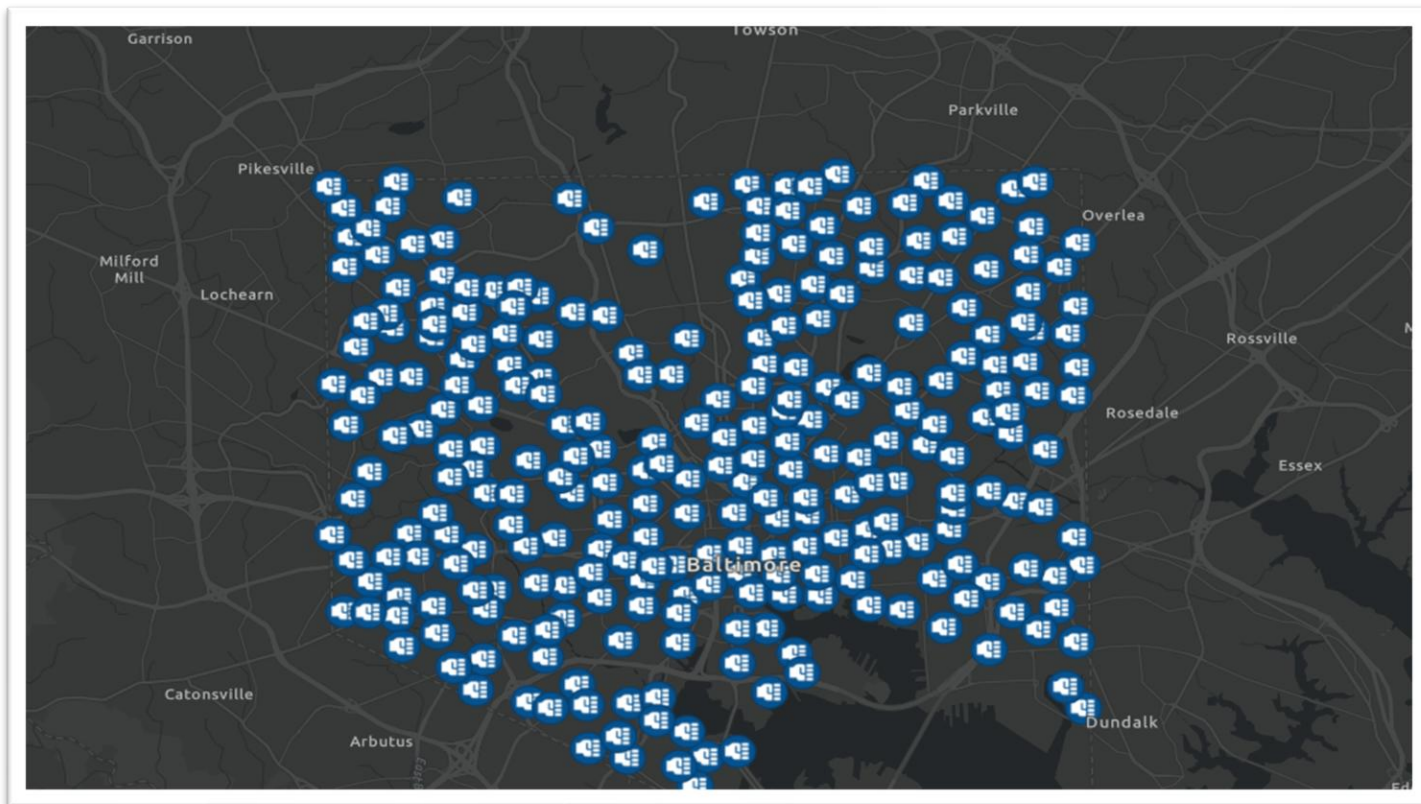
(DC 警察 : <https://crimecards.dc.gov/>)

<メリーランド州ボルチモア市街>

殺人事件（過去1年間）



重暴行事件（過去1年間）

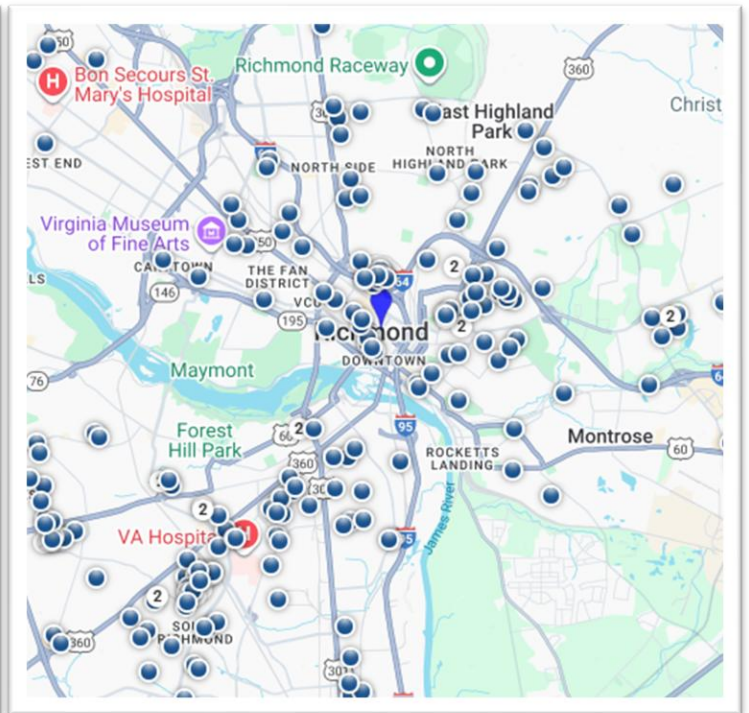
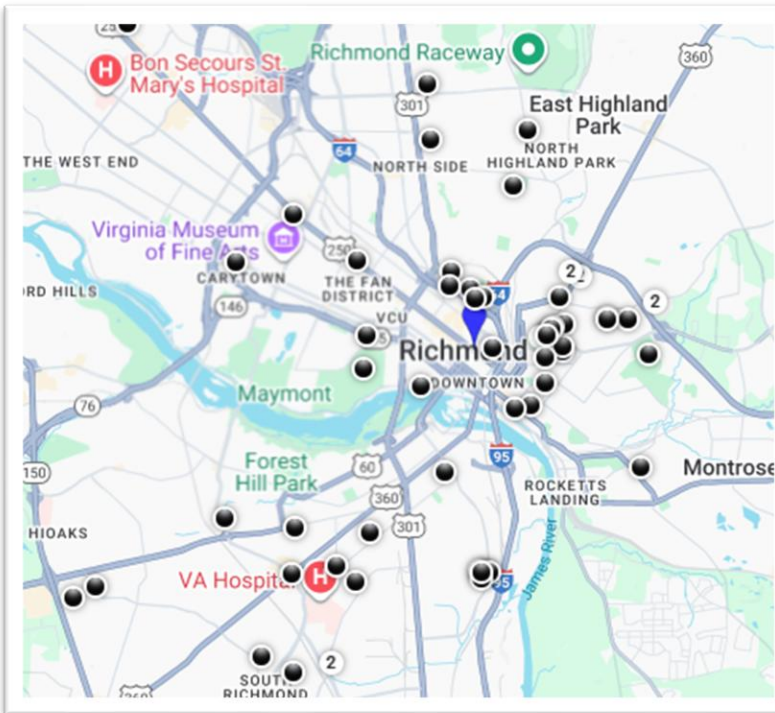


(ボルチモア市警察：<https://www.baltimorepolice.org/crime-stats>)

<バージニア州リッチモンド市街>

殺人事件（過去1年間）

強盗事件（過去1年間）



(Community Crime Map: <https://communitycrimemap.com/>)

【犯罪マップを提供する民間サービス（一例）】

- <https://communitycrimemap.com/>
- <https://www.crimemapping.com/>
- <https://cityprotect.com/>

(注) 米国においては、一つの地域内に管轄の異なる複数の警察組織が存在します（例えばワシントン DC には、地域の犯罪を取り締まる DC 警察（Metropolitan Police Department）の他に、議会警察や公園警察、交通公社警察、大学警察など多数の警察組織が存在します）。犯罪マップを参照する際は、どの警察組織から提供されたデータが反映されたものか（地域の犯罪を取り締まる市・郡警察のデータが反映されているか）をご確認ください。

(注) 当館として、上記民間サービスの正確性を保証するものでも、利用を推奨するものでもありません。

治安に関する情報収集

- 犯罪被害に遭うリスクを低減させるためには、犯罪発生状況を含め、最新の治安情報を把握することが重要です。最新情報の収集に際しては、州・地方政府、お住まいの地域を管轄する警察からの安全情報（ホームページやX、Facebook等）およびローカルニュース（電子版記事やX等）の確認が有効です。
- また、現地当局からの緊急情報をいち早く受け取るため、お住まいの地域を管轄する地方政府（郡や市など）に緊急情報の配信サービスがあれば登録をお勧めします。一般にこうした配信サービスに登録すると、治安情報のほか、自然災害（退避指示等）や政府機関・学校閉鎖、交通規制・事故など、地域における幅広い緊急連絡が配信されます。

⇒下記「[6. 関係リンク集](#)」に、緊急情報配信サービスおよび地域の警察のリンクをまとめました。

3. 防犯対策

以下は防犯対策の一例です。各地の警察は、地域の犯罪発生状況に応じ、より詳細な防犯対策をホームページ等に示していますので、ご確認ください。

<安全に対する基本的な心構え>

- 自分と家族の安全は自分自身で守るとの心構えを持つ
 - 行動の三原則：①目立たない、②行動のパターン化を避ける、③用心を怠らない
 - 住居の安全対策は生活の基礎。ホテルや住宅選びは安全性を優先する
 - 現地社会に早く溶け込むよう努め、ご近所の方たちと情報交換する
 - 常に治安情報の収集に努める
- 治安に不安がある地域は原則訪問しない。やむを得ず訪問する場合、目的地まで車両移動とする

(1) 外出時（屋外）の対策

- 「スキ」を見せない
 - 周囲に不審な人物がいないか常に警戒意識を保ちながら行動する
 - カメラや携帯電話に集中したり、ヘッドフォンで大音量の音楽を聴いたりしない
 - 馴染みのない通り（＝危険性の判断がつかない）や裏路地は避ける
 - 車内から話しかけられても近づかない（道案内をする場合も車両から十分な距離を保つ）
- 貴重品・身だしなみの管理
 - 必要以上の現金や貴重品を持ち歩かない
 - 高額なジュエリー、ハンドバッグ、時計等をなるべく身に着けない
- ATM使用時
 - 暗証番号等を書いた紙を財布に保管しない
 - ビルの角など屋外にあるATMの使用は避ける（特に単独で外出時）
 - カードの差込口に不審な点がないか確認する
- 夜間・早朝外出時
 - 電灯がなく暗い場所は避ける
 - 日没後・日の出前の独り歩きや単独のジョギングは避ける
- ライドシェア（Uber、Lyft等）利用時
 - ライセンスプレート番号や車種がアプリ上のプロフィールと一致していることを確認する
 - 乗車時に「Who are you here to pick up?」と尋ね、誰を迎えに来たのか確認する（自分の名前を先に言わない）
 - 乗車中、GPSで現在地や目的地に正しく向かっているか確認する
 - 運転手と話す場合、個人情報や予定（自宅を不在にする期間など）を言わない
- 強盗との遭遇時
 - 一切抵抗せず、犯人を直視せず、犯人の要求に従う
 - 特に金品や車の鍵などを犯人に渡すときは急に動かない（武器を取り出すと誤解されないようにする）

(2) 住居の対策（一軒家の場合）

□ 防犯の徹底

- ドアや窓の錠の強度を確認／増設を検討する
→ドアノブの錠だけでは十分ではないため、複数の錠の設置を検討する
→窓や引き戸（スライド式ドア）は、空き巣に狙われやすいため、補助錠の設置を検討する
- 玄関先などに鍵を隠さない
- 自宅外周にモーションセンサー付き照明を設置する（空き巣は照明を嫌う）
- 宅配の受取や勧誘など、来訪者がある場合はドアを開ける前に身元を確認する

□ 侵入者との遭遇時

- 帰宅時に、不審な状況に気づいたら（人の気配がある、ドアが開いている、窓が割れている）、家に入らず、安全な場所から警察に通報する
- 在宅中に遭遇した場合は、抵抗せず、侵入者が立ち去ったらすぐに警察に通報する
- 夜間に侵入者に気づき、安全に外に逃げるできない場合は、一室に閉じこもり施錠し、警察に通報する。施錠が間に合わない場合は、寝ているふりをする

□ 中・長期間留守にする際の防犯（不在であることを気づかせない工夫をする）

- 郵便物の配達停止を依頼する
→郵便物は郵便受けにためず、帰宅後まとめて受領する
→不在中に通販等の宅配便が届く予定がある場合は、信頼できる人に一時預かりを依頼する（ホリデーシーズンは、玄関前に届けられた小包等の窃盗事件が増加する）
- タイマーによる照明器具の自動点灯を設定する（できるだけ在宅時と同じ状況を作る）

(3) 自家用車運転時の対策

乗り物盗や車上荒らしは当地において特に注意すべき犯罪の一つです。

□ 日常の対策

- アラーム等の防犯装置を設置する
- 走行中のエンスト等のトラブルを避けるため、メンテナンスを怠らない
- 燃料は半分以上を保つようにする
- 乗車時には、車の周り、タイヤ、車内に異常がないか確認する

□ 運転中の対策

- 尾行されている場合、安全な場所（警察署や消防署、人通りの多い場所など）に退避する
※日常の行動範囲における警察署や消防署の場所を予め把握しておく
- 事故に遭っても、人気のない場所や治安の悪い場所では、車内に待機し、警察に連絡する

□ 駐車時の対策

- 路上駐車はなるべく避け、夜間は明るい場所に駐車する
- 車内に待機する場合を含め、必ずドアをロックし、窓を閉める
- 車内に貴重品類を放置しない
※小銭、菓子類、空の紙袋など貴重品ではない物も車外から見えない場所に隠す
- 夜間にショッピングモール等に駐車する際は、なるべく建物の入り口付近（人通りがある場所）に駐車する

□ 乗り物盗・車上荒らし等との遭遇時

- 不審者が車の周りや車内にいる場合は、車に近づかず安全な場所から警察に通報する
- 金品や車の鍵を要求されたら、抵抗せずに要求品を犯人の近くに放り投げる（車に引きずり込まれないようにする）

(4) アイデンティティ・セフト等の詐欺対策

- 一般に「アイデンティティ・セフト」(Identity Theft)とは、主に金銭を目的として他人の個人情報を不正に取得し、その人物になりすまし詐欺を行うことを指します。FBIの犯罪統計によると、2025年には、全米で18万件以上のアイデンティティ・セフトが発生しています([Crime Data Explorer \(2025\)](#))。特に、米国歳入庁(IRS)や社会保障局(SSA)など政府職員を装い、他人の個人情報を聞き出そうとする手口が横行しています。心当たりのない相手から過去のやり取りもなく電話などで個人情報の問合せがある場合は詐欺である可能性が高いといえます。
- 最近では、米国の銀行員や警察官、また日本の大使館職員や税関職員等を装い、マネーロンダリングに関わっている疑いがあるとして、銀行口座の凍結や逮捕を示唆し、個人情報や金銭をだまし取ろうとする詐欺事案が多発しています。不審な電話に対しては、電話口の相手の指示に安易に従うことなく、一旦電話を切って家族や知人、関係者に確認し、警察に相談する等、慎重な対応を心がけ、被害に遭わないよう十分ご注意ください。

◎連邦捜査局(FBI) : Common Scams and Crimes

<https://www.fbi.gov/scams-and-safety/common-scams-and-crimes>

◎日本貿易振興機構(JETRO) : 国際的詐欺事件について(注意喚起)

<https://www.jetro.go.jp/contact/faq/419.html>

(5) 抗議活動に関する注意事項

- 米国において平和的な抗議活動(集会、行進)は、合衆国憲法修正第1条が保障する米国市民の大事な権利として尊重され、子どもから高齢者まで幅広い層により、ワシントン DCはじめ米国各地において日常的に行われています。
- 一方、平和的な抗議活動であっても、抗議活動参加者と警察との衝突、主義・主張を異とする過激な対立団体との衝突などをきっかけに、過激化・暴徒化する潜在的な危険性があることに留意する必要があります。近年、当地においても、抗議活動の過激化・暴徒化により、政府関連ビルや商業ビル等への投石、車両等への放火を含め非常に危険な事態に発展した事例があり、また、抗議活動の混乱に乗じた商店での略奪行為もみられました。

以上のことから、安全確保のため以下を励行してください。

□ 抗議活動の実施地域に滞在している場合

- 事前に、どのようなリスクがあるか当局発表や報道等からよく確認する
- 抗議活動参加者の集団を見かけても安易に近づかず、写真を撮ったりしない
- 抗議活動に係る当局措置(交通規制、持込規制、夜間外出禁止令など)に注意する

□ 抗議活動への参加を検討している場合

- 抗議活動の趣旨、背景、規模、対立団体の有無などを事前によく確認する
- 家族・友人等のグループで参加する場合、はぐれた時の集合場所を予め決めておく(数万、数十万人規模の抗議活動の場合、電話が繋がりにくいことがある)
- 感染予防を徹底する(マスク着用、手洗い・消毒、ソーシャル・ディスタンス)

(6) 旅行者の防犯対策

- 本資料に併せ、「[海外安全 虎の巻 ～海外旅行のトラブル回避マニュアル～](#)」をご参照ください。

4. 事件・事故に遭ったら

(1) 「911」へ通報

警察、救急、消防の出動が必要な緊急事態が発生した場合は躊躇なく「911」に電話してください。

「911」に電話すると架電者の所在地を管轄する行政のコールセンターに繋がります。通常、オペレーターは最初に「What is your emergency?」（どのような緊急事態でしょうか?）、「Where is your emergency?」（場所はどこでしょうか?）と架電者に尋ねます。一刻も早く救援を得るためには、まずこの二点を正確かつ簡潔に伝えることが重要です。外出先で正確な住所がわからない場合は、ストリート名や目印となる建物等、オペレーターが場所を特定できるよう、可能な限りの情報を伝えてください。なお、通常、オペレーターは、事態の概要と場所が把握できた時点で、必要に応じ警察、救急および／または消防に出動指示を出し、続けてより詳細な緊急事態の状況（負傷者の有無・状態、犯人の状況・外見的特徴等）を架電者から聴取することになります。

※一般に、「Japanese (interpreter) please.」と伝えれば、オペレーターが日本語通訳者を電話会議形式で呼び出してくれます。ただし、通訳者を呼び出すまでに時間を要する可能性もあることから、事態の概要（犯罪被害か、救急か、火災か）と場所は可能な限り英語で説明する、または、付近の頼れる人に電話を代わってもらう等の対応が理想的です。

(2) 盗難被害

緊急性がある場合は「911」に通報し、それ以外の場合は、盗難被害に遭った場所を管轄する 市や郡の警察署 に連絡してください。

□ クレジットカードの盗難時

- ① クレジットカードの発行元に連絡し、カードを停止する
- ② 警察に被害届を提出する

□ パスポートの盗難時

- ① 警察に被害届を提出し、Police Report を取得する
- ② 発行から6か月以内の戸籍謄本を入手する
→本邦家族等に取得を依頼する際は、原本を米国へ発送する前に、写しをメール等で送ってもらう
- ③ 当館にて[1]盗難パスポート失効手続き、[2]新たなパスポートまたは「帰国のための渡航書」の発給を申請する

◎当館でのパスポート申請方法

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/passport.html#tounan

(3) 運転中の交通事故

当館作成「米国における自動車運転の手引き」（11 ページ）をご参照ください。

(4) 警察による呼び止め、逮捕・連行

万一、警察に呼び止められる等した場合は、以下に注意して行動してください。

□ 警察に呼び止められた場合

- 落ち着いて行動する（警察官に協力する）
- 武器などを所持していると誤解されないよう、常に自分の両手が警察官に見えるようにする
- 車中で止められた場合は、両手をハンドルの上に置き、指示があるまで動かず車中に留まる

□ 逮捕・連行された場合

- 英語が理解できない場合は通訳を要請する
- 捜査のため所持品を没収された場合はその控えを受け取る

5. 米国法令の遵守

- 2025 年以降、米国における外国人登録義務、登録証明書の携帯義務等が強化されています。それに連動して、米国移民・税関捜査局（ICE）や連邦捜査局（FBI）の活動も活発になっていることから、連邦政府機関職員から呼び止められた場合は、警察による呼び止め同様、落ち着いて行動（協力）してください。

（1）外国人登録義務および登録証明書の携帯義務

- 14 歳以上の外国人で、米国査証取得時や入国審査時等に外国人登録および指紋登録をしておらず、30 日以上米国に滞在している者は外国人登録をすること。（注 1）
- 14 歳未満の子供を持つ親または法定後見人は、当該子が外国人登録していない場合は 30 日以内に登録をすること。また、登録済の場合でも、当該子が米国内で 14 歳の誕生日を迎える場合は、誕生日から 30 日以内に再登録（Form G-325R）すること（14 歳未満ですでに登録済の子供については、14 歳になるまで再登録は不要）。
- 18 歳以上の外国人は、国土安全保障省（DHS）が発行する登録証明書（I-94、就労許可証（EAD）、グリーンカード等）を常時携帯すること。（注 2）

（注 1）ESTA での 90 日以内の滞在を含め、米国への入国時に指紋登録を行い、フォーム I-94（米国出入国記録）を発行されている方、有効なグリーンカードを所持するなど合法的に滞在している方は、改めての登録は不要です。

（注 2）I-94 は以下のウェブサイトで確認・取得できます（紙にプリント、または端末に PDF 形式で保存してください）。米国税関・国境警備局（CBP）（Search のタブから Get Most Recent I-94 を選択して、氏名等必要事項を入力し、Continue を押下）

- 米国税関・国境警備局（CBP） <https://i94.cbp.dhs.gov/home>
 - 外国人登録規則、登録方法、申請書等（米国市民権・移民局） <https://www.uscis.gov/alienregistration>
 - 外国人登録フォームと登録証明書（2025 年 3 月 12 日付連邦官報）
<https://www.federalregister.gov/documents/2025/03/12/2025-03944/alien-registration-form-and-evidence-of-registration>
 - 登録証明書として認められるもの（上記 3 月 12 日付連邦官報の一部アップデート）
<https://www.ecfr.gov/current/title-8/chapter-1/subchapter-B/part-264/section-264.1>
- 14 歳以上の外国人登録および指紋採取、登録証明書の常時携帯、転居後 10 日以内の住所変更届出の各義務に違反した場合には罰則が科され、故意とみなされた場合は国外退去処分となる可能性がありますので、各義務を遵守するようにしてください。
- [義務違反に対する罰則](#)（How to Register および What to Expect After Registering の項の Criminal Penalties 参照）（米国市民権・移民局） <https://www.uscis.gov/alienregistration>

（2）米国法令の遵守について（米国政府からの通知）

2025 年 5 月 29 日（木）、米国政府から日本を含む各国大使館・総領事館に対して、米国内における法令の遵守についての注意喚起がありました。

- 米国政府からの連絡では、米国への不法入国、米国内において滞在期限を超過し不法滞在となる、あるいは

その他の法令違反をすると、逮捕・罰金・懲役のリスクがあるほか、国外退去処分とされる可能性もあること、また、国外退去となった場合、米国への再入国が永久に禁止される可能性もある旨、自国民に周知するよう各国公館に求めています。

- 在留邦人および渡航者の皆様におかれては、不法入国、不法滞在、法令違反行為（資格外活動や飲酒運転等）は、逮捕・拘留されたり、多額の罰金が課されるリスク、さらには査証・滞在資格が取消され、国外退去となり、その後再入国が禁止される可能性がありますので、十分御注意ください。
- 米国政府は、不法滞在中の外国人に対して速やかな出国を促しており、帰国費用がない場合には、国土安全保障省（DHS）が提供している CBP Home App を通じて帰国支援制度を活用することが可能です。

- CBP Home App <https://www.dhs.gov/cbphome>

- 米国の出入国、滞在に関する法律制度や手続き等について支援・助言が必要な方は当館または最寄りの総領事館にご相談ください。弁護士リストの提供も可能です。また、万一逮捕・拘禁された場合には、現地警察等に対し、当館または最寄りの総領事館に連絡するよう要請してください。なお、旅券（パスポート）の有効期限が過ぎている場合は、当館または最寄りの総領事館等にご相談ください。

（３）米国における REAL ID の運用開始

2025年5月7日以降、18歳以上のすべての方は、米国内の航空機（国内線）搭乗や特定の連邦政府機関等への入館にあたって、原則として REAL ID が必要となります。REAL ID とは、米国 REAL ID 法に基づき、一定のセキュリティ基準を満たした身分証明書（運転免許証等）であり、米国各州・各準州で発行されています。

- ご自身の身分証明書が REAL ID か否か（カード券面の上部右側に星印があるか否か）、または REAL ID に準拠したものであるか確認した上で、REAL ID でない場合には、国内線搭乗等にあたって、旅券（パスポート）等の有効な身分証明書を携行してください（日本のパスポートは有効です）。

- REAL ID について（各州・各準州発行当局へのリンク含む）（米国国土安全保障省）
<https://www.tsa.gov/realid>
- 空港保安検査場（TSA チェックポイント）で認められる有効な身分証明書（米国運輸保安局）
<https://www.tsa.gov/travel/security-screening/identification>

- （REAL ID に基づいた身分証明書（運転免許証等）の手続きについては各州・各準州の発行当局（DMV 等）にご確認ください。）

- DC DMV ウェブサイト <https://dmv.dc.gov/service/driver-licenses>
- MD MVA ウェブサイト <https://mva.maryland.gov/Pages/realid.aspx>
- VA DMV ウェブサイト <https://www.dmv.virginia.gov/licenses-ids>

6. 関係リンク集

(1) 当館（在アメリカ合衆国日本国大使館）

- 緊急連絡先・各種相談窓口 https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/houjin-engo.html
- 「自然災害対策」 <https://www.us.emb-japan.go.jp/files/100908686.pdf>
- 「米国における自動車運転の手引き」
<https://www.us.emb-japan.go.jp/files/100914035.pdf>
- 子の親権・連れ去り／家庭内暴力（DV）問題について
https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/domestic-issues.html#1
- 弁護士・通訳者リスト https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/lawyer_interpreter.html
- 日本語で受診可能な当地の医師等 https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/medical.html
- 世界の医療事情（米国：ワシントンDC周辺）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/n_ame/usa.html

(2) 外務省 海外安全ホームページ

- 安全対策基礎データ（犯罪発生状況・防犯対策、査証・出入国、滞在時の留意事項等）
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_221.html
- 安全対策関係資料一覧 <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/>
- テロ・誘拐情勢（米国） https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcterror_221.html
- ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>

(3) 地方政府の緊急情報配信サービス／地域の警察

- ①緊急情報配信サービス ②地域の警察（ホームページ） ③地域の警察（X／Facebook）

（注）以下に記載のない地域にお住まいの場合、または上記リンクが無効になっている場合は、インターネット検索（「alert XXX county/city sign up」等のキーワード）により、各自においてご確認ください。

<ワシントン DC>

- ① <https://hsema.dc.gov/page/alertdc>
- ② <https://mpdc.dc.gov/>
- ③ <https://twitter.com/dcpolicedept> / <https://www.facebook.com/DCPolice>

<メリーランド州>

・モンゴメリー郡

- ① <https://www.montgomerycountymd.gov/OEMHS/AlertMontgomery/index.html>
- ② <https://www.montgomerycountymd.gov/POL/index.html>
- ③ <https://twitter.com/mcpnews> / <https://www.facebook.com/mcpnews>

・ロックビル市

- ① <https://member.everbridge.net/index/3531635643384073#/signup>
- ② <https://www.rockvillemd.gov/248/Police>
- ③ <https://www.facebook.com/RockvilleCityPolice/>

・ボルチモア市

- ① <https://emergency.baltimorecity.gov/bmore-alert>
- ② <https://www.baltimorepolice.org/>
- ③ <https://twitter.com/BaltimorePolice> / <https://www.facebook.com/BaltimoreCityPolice>

・ボルチモア郡

- ① <https://www.baltimorecountymd.gov/departments/emergency-management/alerts>
- ② <https://www.baltimorecountymd.gov/departments/police/>
- ③ <https://twitter.com/BaltCoPolice> / <https://www.facebook.com/BaltCoPolice/>

・ハワード郡

- ① <https://www.howardcountymd.gov/emergency-management/readyhoco>
- ② <https://www.howardcountymd.gov/police>
- ③ <https://twitter.com/HCPDnews>

・アナランデル郡

- ① <https://www.aacounty.org/services-and-programs/receive-emergency-notifications>
- ② <https://www.aacounty.org/departments/police-department/>
- ③ <https://twitter.com/AACOPD>

・プリンスジョージ郡

- ① <https://www.princegeorgescountymd.gov/794/Alert-Prince-Georges>
- ② <https://www.princegeorgescountymd.gov/345/Police>
- ③ <https://twitter.com/pgpdnews> / <https://www.facebook.com/PGPD1>

・フレデリック郡

- ① <https://member.everbridge.net/index/453003085612281#/login>
- ② <https://www.frederickcosheriff.com/>
- ③ <https://twitter.com/fredcosheriff> / <https://www.facebook.com/FrederickCoSheriff/>

・チャールズ郡

- ① <https://www.charlescountymd.gov/services/alerts/citizen-notification-system>
- ② <https://www.ccsso.us/>
- ③ <https://twitter.com/ccsomid> / <https://www.facebook.com/ccsomid>

・セントメアリー郡

- ① <https://www.firstsheriff.com/>
- ② <https://twitter.com/firstsheriff>

<バージニア州>

・アーリントン郡

- ① <https://www.arlingtonva.us/Government/Programs/Emergency/Arlington-Alert>
- ② <https://www.arlingtonva.us/Government/Departments/Police-Department>
- ③ <https://twitter.com/arlingtonvapid> / <https://www.facebook.com/ArlingtonCountyPolice>

・アレキサンドリア市

- ① <https://www.alexandriava.gov/Police>
- ② <https://twitter.com/AlexandriaVAPD> / <https://www.facebook.com/AlexandriaVAPD>

・フォールズチャーチ市

- ① <https://www.fallschurchva.gov/alerts>
- ② <https://www.fallschurchva.gov/162/Police>
- ③ <https://twitter.com/fallschurchpd>

・フェアファックス市

- ① <https://www.fairfaxva.gov/Services/Public-Safety/Fairfax-City-Alert>
- ② <https://www.fairfaxva.gov/government/police>
- ③ <https://twitter.com/fairfaxcitypd> / <https://www.facebook.com/CityOfFairfaxPoliceDepartment>

・フェアファックス郡

- ① <https://www.fairfaxcounty.gov/alerts>
- ② <https://www.fairfaxcounty.gov/police/fairfax-county-police-department>
- ③ <https://twitter.com/FairfaxCountyPD> / <https://www.facebook.com/fairfaxcountyPD/>

・プリンスウィリアム郡

- ① <https://www.pwcva.gov/department/office-emergency-management/emergency-alert-system>
- ② <https://www.pwcva.gov/department/police>
- ③ <https://twitter.com/pwcpolice> / <https://www.facebook.com/PWCPolice/>

・ラウドン郡

- ① <https://www.loudoun.gov/alert>
- ② <https://sheriff.loudoun.gov/>
- ③ <https://twitter.com/loudounsheriff> / <https://www.facebook.com/LoudounSheriff/>

・スタッフォード郡

- ① <https://member.everbridge.net/892807736722299/login>
- ② <https://www.staffordsheriff.com/>
- ③ <https://twitter.com/staffcosheriff> / <https://www.facebook.com/StaffordCountySheriff/>

・ヘンライコ郡

- ① <https://henrico.us/services/henrico-alert/>
- ② <https://henrico.us/police/>
- ③ <https://twitter.com/HenricoPolice> / <https://www.facebook.com/HenricoCountyPolice>

・チェスターフィールド郡

- ① <https://www.chesterfield.gov/332/Chesterfield-Alert>
- ② <https://www.chesterfield.gov/941/Police>
- ③ <https://twitter.com/ccpdva> / <https://www.facebook.com/ccpdva>

・モンゴメリー郡

- ① <https://montva.com/2/living-here/emergency-notifications>
- ② <https://montva.com/1/departments-services/sheriffs-office>
- ③ <https://twitter.com/vamcso>

・アルベマール郡

- ① <https://www.albemarle.org/government/emergency-communications-center/emergency-alerts>
- ② <https://www.albemarle.org/government/police>
- ③ https://twitter.com/acpd_va / <https://www.facebook.com/AlbemarleCoVAPolice/>

・ヨーク郡

- ① <https://www.yorkcounty.gov/4333/RAVE-Alert>
- ② <https://www.yorkcounty.gov/359/Sheriffs-Office>
- ③ <https://twitter.com/YorkPoquosonSO> / <https://www.facebook.com/YorkPoquosonSheriff/>

・ニューポートニュース市

- ① <https://www.nnva.gov/1556/NN-ALERT>
- ② <https://www.nnva.gov/169/Police-Department>
- ③ <https://twitter.com/NewportNewsPD> / <https://www.facebook.com/NewportNewsPoliceDept/>

・ノーフォーク市

- ① <https://www.norfolk.gov/4137/Be-Informed>
- ② <https://www.norfolk.gov/5726/Police> / <https://twitter.com/norfolkpd>

・バージニアビーチ市

- ① <https://eccs.virginiabeach.gov/vbalert>
- ② <https://police.virginiabeach.gov/>
- ③ <https://twitter.com/vbpd> / <https://www.facebook.com/VirginiaBeachPD>

・チェサピーク市

- ① <https://www.cityofchesapeake.net/833/Chesapeake-Alert>
- ② <https://www.cityofchesapeake.net/727/Police-Department>
- ③ <https://www.facebook.com/ChesapeakeVAPolice>

在アメリカ合衆国日本国大使館（管轄：DC、MD州、VA州）

- 代表 TEL： 202-238-6700
- 領事班 TEL： 202-238-6800 領事班 Email: emb-ryoji@ws.mofa.go.jp
- 領事窓口受付時間 09:15-12:30 13:30-16:30
- 領事電話受付時間 09:00-12:30 13:30-17:00
- HP： www.us.emb-japan.go.jp
- 所在地： [2520 Massachusetts Ave., NW, Washington, D.C. 20008](https://www.facebook.com/ChesapeakeVAPolice)

※当館閉館時であっても、緊急のご用件の場合は当館代表または領事班TELにお電話ください。
委託業者に転送され、緊急性が認められる場合、担当領事に通報されます。